三　個人である第一号に掲げる者（以下この号において「対象土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5　前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

附則第三十二条第二項中「前項」を「第一項、第三項又は前項」に改め、「附則第五十二条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法附則第五十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第百四十五条第一項に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

二　法第四百四十二条第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3　法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4　法附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内自動車（法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する買主）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

附則第三十二条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る自動車税の特例に関する手続）

第三十二条の二　前条第四項に規定する者が法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

2　法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

附則第三十三条第十一項第一号中「法附則第五十六条第十項に規定する」を削り、「土地」を「被災住宅用地」に改め、同条第十三項中「法第三百四十九条の三の二第二項の」を「同条第二項の」に改め、同条第十四項第一号中「第四号」を「以下この項」に、「当該家屋」を「当該被災家屋」に改め、同条第十七項第一号中「次号、第四号」を「以下この項」に、「当該償却資産」を「当該被災償却資産」に改め、同条第二十一項を同条第三十項とし、同条第二十項中「又は第十七項」を「、第十七項、第二十項、第二十三項又は第二十六項」に、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十九項の次に次の九項を加える。

20　法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この項から第二十二項までにおいて同じ。）の同条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三　個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十六条第十三項に規定する取得された土地（次項において「代替土地」という。）の上に新築される家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると市町村長が認める者

四　第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

21　法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　共有物である土地以外の土地　従前土地所有者（前項第一号に掲げる者又は同項第二号から第四号までに掲げる者に係る同項第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有していた対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合にあつては、その持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合にあつては、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地

二　共有物である土地　前項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合にあつては、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

22　法附則第五十六条第十三項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十三項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る対象区域内住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該対象区域内住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

23　法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　対象区域内家屋（法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二　前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人